

感染爆発を防ぐため「東京五輪」開催中止を求める意見書(案)

「東京五輪」の開会式（7月23日）まであと1か月となった。

6月18日、東京オリンピック・パラリンピックに伴う感染拡大のリスク評価について、政府分科会の尾身茂会長ら専門家の有志が提言をまとめ、大会組織委員会等に提出し、記者会見を開いた。

提言では「感染力が強いと指摘されているインドで確認された変異ウイルス『デルタ株』で感染拡大のスピードがこれまでより上がるおそれがある」「ワクチン接種が進んでも、急激な感染拡大で重症者が増え、医療がひっ迫する可能性がある」と指摘。また大会開催に伴うリスクとして「試合を見るために都道府県を越えた移動が集中して発生して、人の流れや接触・飲食の機会が格段に増加する」「スタジアムに多くの観客が入る様子が流れることで、感染対策を行っている人たちにとっては、矛盾したメッセージとなり、感染対策への協力を得られにくくする」などのリスクをあげ、「無観客開催が望ましい」としたうえで、「観客を入れるのであれば、現行の大規模イベントの開催基準より、さらに厳しい基準に基づいて行うべき」と提言している。

命をリスクにさらしてまでオリンピックを開催しなければならない理由を菅義偉首相が説明できない中、各種メディアの世論調査でも、「中止」や「再延長」を求める声が多数を占め、日本弁護士連合会の宇都宮健児元会長が呼びかけた中止要求オンライン署名は42万7000人を突破している。

コロナ対策と五輪開催が両立できないことは、もはや明瞭である。国民の命を優先する立場から日本政府が中止の決断をすれば、IOCがこれを覆すことはできない。よって、国民の命と安全を最優先する立場から、日本政府として五輪開催中止の決断を下すよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

後期高齢者の医療費窓口負担2倍化を中止するよう求める意見書（案）

後期高齢者の医療費一部負担割合を2割に引き上げることを盛り込んだ「改正健康保険関連法」は、この6月4日、可決成立した。これにより370万人が2割負担の対象者となる。法改正に関わっては、全国後期高齢者医療広域連合協議会は、「高齢者の必要な医療の確保から現状維持に努めること」を昨年中に表明し、全国老人クラブや医療関係団体からも、負担増の検討中止を求める意見が相次いだ。日本医師会などからも、「新型コロナウイルス感染症が流行する中で、患者一部負担割合を引き上げることは、受診控えをより一層促し、後期高齢者の健康に悪影響を及ぼしかねない」との懸念が示されていた。それは、国会審議においてさらに明白となった。にもかかわらず、これらの民意を顧みない強行がなされた。政府は「応能負担」を主張し「現役世代の負担軽減」を強調したが、現役世代の負担軽減は月平均で1人当たり33円にしかない。一方で公費負担は年間で1140億円の軽減である。まさに公助切り捨てのための法改正である。年金が実質目減りする中、医療にかかる費用をどうまかなうか日々苦しんでいるのが、圧倒的多数の高齢者の現実である。この実態を無視して、新たな負担増を高齢者に押し付ける口実に「応能負担」を持ち出すことは極めて乱暴である。75歳以上の親を介護している現役世代への打撃も計り知れない。「応能負担」と言うなら、大もうけしている大企業・富裕層に応分の負担を求めるべきである。改正法の施行は、2022年10月1日から23年3月1日の間とされている。コロナ感染の収束が見通せない状況下で、高齢者の命をいかに守っていくのかが問われている。よって国においては、経済的負担を増やし受診控えや健康悪化を引き起こす、後期高齢者への医療費窓口負担の2倍化の実施は中止するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

「土地利用規制法」の廃止を求める意見書（案）

今月 15 日、政府に歯止めのない調査権限を与え、基地周辺や国境離島などの住民を監視する「土地利用規制法案」が強行採決され、賛成多数で可決、成立した。

同法は、米軍や自衛隊の基地、海上保安庁の施設、原発など「重要施設」の周囲約 1 キロと国境離島を「注視区域」に指定できると明記し、区域内では土地所有者の国籍などを調べるため、住民基本台帳などの提供を自治体に求める権限を認めている。その結果、「重要施設」や国境離島の「機能を阻害する行為」や、その「明らかな恐れ」があれば、利用中止の勧告・命令を出し、応じない場合は懲役 2 年または罰金 200 万円の罰則を科すとしている。「注視区域」のうち司令部やミサイル迎撃拠点の周辺など特に重要とみなすものは「特別注視区域」に指定し、土地・建物の売買に事前の届け出も義務付けている。

重大な問題は、「どこで誰をどのように調査・規制するのか」という核心部分をすべて政府に白紙委任している。（5 月 11 日、衆院本会議答弁）「注視区域」や「特別注視区域」をどういう基準で指定するのか、「重要施設」や国境離島の「機能を阻害する行為」やその「明らかな恐れ」をどう判断するのか、住民にどんな調査・規制を行うのか具体的なことは同法にまったく書かれておらず、政府の裁量任せとなっている。調査の範囲が住民の職歴や思想信条、家族・交友関係にまで広がる恐れも否定できない。

基地周辺住民は軍用機の事故や爆音、環境汚染、軍関係者の犯罪などの被害に苦しめられている。特に沖縄の住民は米軍の占領により住んでいた土地を奪われ、基地周辺での暮らしを余儀なくされてきた。そうした住民を監視対象にするなどあってはならない。

よって、憲法が保障する財産権、プライバシー権、思想・良心の自由、表現の自由を侵害する恐れが強い「土地利用規制法」については、ただちに廃止するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

選択的夫婦別姓制度の早期導入を求める意見書(案)

日本国憲法は、個人の尊厳と法の下での平等を基本とし、家族法を個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定しなければならないと謳っている。

ところが現行民法は、婚姻にあたり夫婦同姓を強制し、夫婦の姓を平等に尊重することができない。夫婦同姓を法律で義務付けているのは世界で日本だけである。

選択的夫婦別姓制度は、生来の氏名とその下で築かれてきた生き方や人格を大切にしながら夫婦・家族の絆を作り上げることを望む人々に、その道を開くものである。夫婦の氏名が同じか別かということと、夫婦や家族の絆の強さとは無関係である。家族の形態や生活のスタイルが多様化しつつある現在の日本では、氏名に対する個人の思いを尊重し、かつ夫婦や家族の絆のあり方の多様性を認める制度として、夫婦同姓を望む人には同姓を、別姓を望む人には別姓を選ぶことができるという選択的夫婦別姓制度が必要だと考える。

改姓に伴う煩雑かつ膨大な事務手続きや、望まない改姓による精神的苦痛など様々な問題が生じている。

2020年の新聞社等マスコミ調査でも、選択的夫婦別姓制度の賛成は70～80%である。

また選択的夫婦別姓を求める意見書は2021年5月13日現在、全国で212件、埼玉県内では22件が可決されている。この観点からも、選択的夫婦別姓の導入の早期実現が望まれる。

よって国においては、民法改正案を国会に提出し、選択的夫婦別姓制度の早期導入を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

復興を妨げる汚染水海洋放出方針の撤回を求める意見書(案)

菅義偉首相は4月13日、関係閣僚会議を開き、東京電力福島第1原発でタンクにためている放射能汚染水について、海洋放出処分とすることを決定した。7日に首相と会談した全国漁業協同組合連合会の岸宏会長、福島県漁業協同組合連合会の野崎哲会長らは「絶対反対」と表明した。被災地の声を無視した暴挙である。

2011年3月の原発事故による放射能汚染は、多くの住民の暮らしと生業に深刻な被害を及ぼした。土地も海も汚染され、農林水産業は大きく制約された。この10年、関係者は、土地、水、生産物の汚染状況を調べながら、事業の再建、復興のための努力を一步一步重ねてきた。

福島の農林水産業の現状は、昨年2月の政府の報告書でも、福島県産の米や和牛肉の価格が震災前より「安い状況が続いている」「消費者の購買行動だけではなく流通構造の問題に発展し風評被害が固定した状態になっている」と指摘されている。

政府は“薄めて流す”ことを強調する。しかし、トリチウムの総放出量は変わらない。汚染水が海洋放出されるとなれば、農林水産業をはじめ地域への大打撃となることは明らかであり10年の努力が水泡に帰することにもなりかねない。世論調査でも、71%が反対している(「読売」3月9日付)。海洋放出に固執せずタンクの増設などの対策をとりつつ、問題解決に英知を結集すべきである。

政府方針は、「風評被害を最大限抑制する」としているが、賠償を含めた風評対策の実施は東京電力任せで、政府の責任は棚上げしている。そもそも新たな被害を政府がつくりだすこと自体が、復興に逆行するものである。

汚染水が増え続けるのは、原発事故が収束していないためである。そのしわ寄せを、事故を引き起こした東京電力と政府が、事故被害者に押し付けるなど、許されるものではない。

政府は、被災地復興への責任を自覚し、復興の妨げとなる海洋放出方針を撤回すべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

消費税率5%への引き下げを求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染拡大が世界でも日本でも経済を大きく揺さぶる中で、消費税の減税に踏み切った国や地域は50以上にのぼる。コロナ禍のもとで消費税を減税するのは世界の流れである。イタリアやフランスなどでは医療用品を減税しており、小規模事業者に対し納税を減免している国もある。対象業者の選定など方法は国によってさまざまであるが、消費税の税率を引き下げは、国民の負担を軽減し、消費を刺激し、中小企業などの売上げに貢献する効果的な政策である。

また、消費税は食料など生活必需品や光熱水費など暮らしに不可欠な支出に幅広く課税されている。コロナ禍で苦境にあえぐ国民にも容赦がない。しかも所得の低い人ほど、負担率が重くなる逆進性である。消費税を引き下げるとは、コロナで大打撃を受けている国民にとって大きな支援となる。特に所得が低い人ほど減税の恩恵があり、直接給付と同じ役割を果たす。また、中小企業に対して消費税の引き下げは、営業時間短縮要請による減収で苦しむ飲食店などへの強力な支援にもなる。コロナ禍で雇用と営業を守る緊急対策を急ぐとともに、国民の負担を軽減するために消費税の減税は重要である。

資産1000億円以上の富裕層は、コロナ禍の中で約14兆円から約22兆円へ総資産を増やしている。大企業も内部留保を積み上げている。大もうけしている富裕層と大企業に応分の負担を求めて財源を確保し、消費税を5%にすることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。